

# 肉用子牛業務規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この業務規程は、公益社団法人富山県畜産振興協会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人富山県畜産振興協会（以下「協会」という。）が行う定款第4条第1項第2号の業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）および関係団体との緊密な連携の下に、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

### (業務対象年間)

第3条 協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。

3 協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合、その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができるものとする。

## 第2章 会 計

### (資産の区分経理)

第4条 この業務に係わる資産は、これを基本財産、預かり寄託金、普通財産、生産者積立金、生産者積立準備金、特別の積立金、償還円滑化積立金および本制度に係るその他の資産（調整積立金を含む。）に区分して経理するものとする。

2 生産者積立金、特別の積立金および償還円滑化積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）（以下「法」という。）第5条第1項の保証基準価格および同条第2項の合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別に区分して経理するものとする。また、生産者積立準備金のうち第8条第2項の負担金充当分および特別の積立金は契約生産者別に区分して経理することができるものとする。

### (基本財産)

第5条 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して、寄附または補助された財産

(2) 第9条第2項ただし書の規定により、基本財産に繰り入れた財産

2 基本財産は、協会の運営の円滑性を確保するために他の方法がなくて生産局長の承認を受けて第13条の借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。

(預かり寄託金)

第5条の2 預かり寄託金は、預かり寄託金とすることを指定して、寄託または補助された財産とする。

2 預かり寄託金は、肉用子牛生産者補給金制度が終了または指定協会が法第9条第1項の規定により指定を解除された場合を除き、これを処分してはならない。

(普通財産)

第6条 普通財産は、次の各号に掲げるものから第11条の規定により調整積立金として積み立てた財産を除いたものをもって構成する。

- (1) 基本財産および預かり寄託金から生ずる果実
- (2) 協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に充てるものとして、普通財産に繰り入れた財産
- (3) 第5条第1項第1号、第7条第1項第7号、第9条第1項第2号および第10条第1項第5号に掲げる寄附金以外の寄附金
- (4) 第8条第3項第1号のオの規定により繰り入れた財産
- (5) 第9条第2項ただし書または第11条ただし書の規定により繰り入れた財産
- (6) 前各号に掲げる財産および調整積立金から生ずる果実

(生産者積立金)

第7条 生産者積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 生産者積立金を積み立てるために肉用子牛の生産者が納付した負担金
  - (2) 生産者積立金を積み立てるために法第6条第2項の規定に基づき機構から交付された生産者積立助成金
  - (3) 生産者積立金を積み立てるために法第6条第3項の規定に基づき富山県から交付された生産者積立助成金
  - (4) 次条第3項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
  - (5) 第9条第2項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
  - (6) 第11条の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
  - (7) 生産者積立金とすることを指定して寄附または補助された財産（第2号および第3号に掲げるものを除く。）
  - (8) 前各号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 生産者積立金は、生産者補給金の交付および第13条の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 第17条に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合
    - ア 当該肉用子牛に係る前項の第1号及びその果実に相当する額の当該契約生産者への返還（当該契約生産者の故意又は過失によってその要件を満たさないときは除く。）
    - イ 当該肉用子牛に係る前項の第2号及びその果実に相当する額の機構への返還
    - ウ 当該肉用子牛に係る前項の第3号及びその果実に相当する額の富山県への返還
  - (2) 業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付および第13条の規定による借入金の償還に充当して、なお生産者積立金に残額がある場合に、当該残額を生産者積立準備金へ繰り入れる場合

(生産者積立準備金)

第8条 生産者積立準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第2項第2号の規定により生産者積立金から繰り入れられた財産
- (2) 次条第2項の規定により生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (3) 第10条第2項ただし書の規定により償還円滑化積立金から繰り入れた財産
- (4) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 生産者積立準備金は、前項第2号および第3号により繰り入れた財産の金額を負担金充当分として、区分して経理する。

また、前項第1号の生産者積立金から繰り入れた財産に、生産者積立金を造成した生産者、機構および富山県のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、生産者分については負担金充当分として、機構分については機構の生産者積立助成金充当分として、富山県分については富山県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

3 前項の規定により区分経理した生産者積立準備金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。

(1) 負担金充当分に係るものにあつては、理事会の議決を経て次のとおり処分する場合

ア 前条第1項第1号の肉用子牛の生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れられる場合

イ 業務対象年間終了時における契約生産者に返還し、又は第10条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 特別の積立金から繰り入れた財産及びその果実について、業務対象年間終了時において、当該繰り入れた財産及びその果実の額から負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又は一部を契約生産者に返還する場合

エ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、その全部又は一部について契約生産者に返還する場合

オ イからエの規定により契約生産者に返還することとした場合であつて、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときに、協会会長が別に定める「富山県肉用子牛生産者補給金制度における生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に基づく手続きを経て普通財産に繰り入れる場合

(2) 機構の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 機構理事長（以下「理事長」という。）の承認に基づき、前条第1項第2号の機構から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 理事長の指示に基づき、業務対象年間終了時において機構に返還し、又は第10条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、理事長の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(3) 富山県の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 富山県知事の承認に基づき、前条第1項第3号の富山県から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 富山県知事の指示に基づき、業務対象年間終了時において富山県に返還し、又は第10条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、富山県知事の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(特別の積立金)

第9条 特別の積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 特別納付金
- (2) 特別の積立金とすることを指定して寄附または補助された財産
- (3) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 特別の積立金は、生産者補給金の交付において、生産者積立金に不足を生ずる場合に生産者積立金に繰り入れる場合、生産者積立準備金に繰り入れる場合及び償還円滑化積立金に繰り入れる場合又は第13条の規定による借入金の償還に充てる場合を除きこれを処分してはならない。ただし、理事会の議決を経て、かつ、富山県知事の承認に基づき、基本財産または普通財産に繰り入れる場合はこの限りでない。

(償還円滑化積立金)

第10条 償還円滑化積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産
- (2) 償還円滑化積立金を積み立てるために富山県から補助された財産
- (3) 償還円滑化積立金を積み立てるために特別の積立金から繰り入れた財産
- (4) 償還円滑化積立金を積み立てるために生産者積立準備金から繰り入れた財産
- (5) 償還円滑化積立金の一部に充てることを指定して寄附または補助された財産（第1号および第2号に掲げるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 償還円滑化積立金は、第13条の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。

ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 前項第1号に定める財産及びその果実について理事長の承認を得た場合
- (2) 第8条第3項第1号の規定に基づき、負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産について、業務対象年間終了時において、第13条の規定による借入金の償還に充当して、なお当該財産に残額があるときに、当該残額を、理事会の議決を経て、生産者積立準備金に繰り入れる場合

(調整積立金)

第11条 平成27年1月5日の改正前の規定により設けた調整積立金に残額がある場合は、区分して経理し、生産者積立金に不足を生ずる場合は、生産者積立金に繰り入れるものとする。ただし、理事会の議決を経て普通財産に繰り入れることができる。

(事務費等の支弁)

第12条 この業務の運営の事務に要する経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第13条 協会は、生産者補給金の交付に充てるため、生産者積立金（第8条第3項の生産者積立準備金、第9条第2項の特別の積立金及び指定協会の本制度に係るその他資産から繰り入れるべき財産を含む。）に不足を生じたときは、理事会の議決を経て、借入れをすることができる。

### 第3章 生産者補給金交付契約の締結およびその方法

(契約締結の相手方)

第14条 協会の区域（富山県の区域）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号および第2号に定めるものに限る。）は、協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

2 協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。

- (1) 第18条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない場合
- (2) 第40条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合
- (4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない場合に限る。）

(契約の対象となる資格を有する肉用子牛)

第15条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満12月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向けの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあっては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。
- (5) 第21条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（富山県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第21条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあつては、協会が第19条に規定する個体登録の申込み、第20条に規定する個体識別の措置及び第27条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

(契約の申込みおよび締結)

第16条 契約の申し込みは、協会が別に定める「生産者補給金交付契約申込書」により協会に対し行うものとする。

2 協会は、第14条第1項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申し込みをした者との間で、協会が別に定める「生産者補給金交付契約約款」により契約を締結するものとする。

3 協会は、肉用子牛の生産者に対して、前項で定めた生産者補給金交付契約約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提供するものとする。

(契約肉用子牛)

第 17 条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第 28 条の規定に基づく負担金の納付が行われ、かつ、第 21 条の規定に基づく個体登録が行われたもの(以下「契約肉用子牛」という。)とする。

(契約の解除)

第 18 条 協会は、契約を締結した法人が、令第 6 条第 1 号および第 2 号に定めるものでなくなったときは、契約を解除するものとする。

2 協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者(以下「契約生産者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には契約を解除することができる。

(1) 第 16 条第 1 項の生産者補給金交付契約申込書、第 19 条の肉用子牛個体登録申込書、第 22 条第 1 項の販売確認申出書及び第 23 条第 1 項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

(2) 第 41 条第 1 項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

(3) 故意又は重大な過失により第 20 条第 1 項に規定する個体識別の措置を妨げたとき

(4) 第 14 号第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

## 第 4 章 肉用子牛の個体登録

(個体登録の申込み)

第 19 条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満 2 月齢に達する日までに、協会に対し協会が別に定める「肉用子牛個体登録申込書」により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申込みを行うことのできる肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

(個体識別)

第 20 条 協会は、前条の規定による個体登録の申し込みがあったときは、当該申し込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成 15 年法律第 7 2 号。以下「牛トレサ法」という。)第 3 条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項(以下「個体識別情報」という。)を利用して、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会が別に定める「肉用子牛現地調査要領」(以下「調査要領」という。)に基づいて、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

2 協会は、本制度に加入する肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであり、当該肉用子牛に係る損益が契約生産者の所有に属することを、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。

(個体登録)

第 21 条 協会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満 6 月齢に達する日までに、契約生産者から第 27 条の規定に基づく負担金の納付を確認のうえ、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

2 協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、協会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

## 第5章 契約肉用子牛の販売または保留の確認等

### (販売の確認)

第22条 契約生産者は、契約肉用子牛を満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、協会が別に定める「販売確認申出書」に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢および販売日を確認するものとする。

### (保留の確認)

第23条 契約生産者は、契約肉用子牛を満12月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、協会が別に定める「保留確認申出書」により協会に申し出るものとする。

2 協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満12月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満12月齢に達したことおよび満12月齢に達した日を確認するものとする。

3 協会は、契約肉用子牛の飼養場所を協会の区域（富山県の区域）を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第39条の規定にかかわらず、移動先の都道府県を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、法第6条第1項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。

4 協会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、富山県内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第2項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

### (死亡等の届出)

第24条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第22条第1項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める「子牛異動報告書」により協会に届け出るものとする。

## 第6章 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

### (生産者積立金の積立て)

第25条 協会は、生産者積立金として積み立てる額の4分の1に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金およびその他の者（機構および富山県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

### (肉用子牛1頭当たりの負担金の額)

第26条 協会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

2 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から、法第6条第1項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額ならびに法第6条第2項および第3項の生産者積立助成金、その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を、当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

3 協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

4 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、法第5条第1項の保証基準価格および同条第2項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

（負担金の納付）

第27条 契約生産者は、個体登録の申し込みを行ったときは、遅滞なく、協会が別に定める方法により、肉用子牛1頭当たりの負担金の額に個体登録の申し込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として協会に納付するものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第28条 契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に対抗することはできない。

（負担金の返戻）

第29条 負担金は、契約の解除が行われた場合、その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

（特別納付金）

第30条 協会は、第27条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立に要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

3 第26条第3項および第4項ならびに第28条の規定は、特別納付金に準用する。

（肉用子牛1頭当たりの負担金の額の承認）

第31条 協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定め、または改定しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

## 第7章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

（生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付）

第32条 協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第22条第2項および第23条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申し込みの時に指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、協会が、特に必要と認めるときは、協会の指定する場所において交付することができる。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え）

第33条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは、「当該品種別の頭数」とする。

## 第8章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定およびその交付の方法

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付)

第34条 協会は、法第5条第3項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定)

第35条 協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第3条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に100分の90を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満6月齢に達した日以後に販売したこと、または、その契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満12月齢に達したことにつき、協会が第22条第2項および第23条第2項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法)

第36条 協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を生産者補給金として、第22条第2項および第23条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対して、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第32条第2項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

(生産者補給金の削減)

第37条 協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第38条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第34条中「法第5条第3項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第5条第3項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第35条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第36条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金が」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

## 第9章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第39条 協会は、協会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が富山県知事の承認を受けた者に限る。）に、協会が別に定めるところにより、必要に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理および送付
- (2) 負担金、特別納付金および手数料の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理および送付
- (4) 個体登録の申し込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
- (5) 契約肉用子牛の販売または保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査（第23条第4項の規定による現地調査を含む。）
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第41条第1項の規定による契約生産者からの報告の徴収

## 第10章 雑 則

（生産者補給金の不交付または返還）

第40条 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部もしくは一部を交付せず、または第14条第1項に定める契約の期間の満了後であっても、既に交付した生産者補給金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 第16条の生産者補給金交付契約申込書、第19条の肉用子牛個体登録申込書、第22条の販売確認申出書および第23条の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第27条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、もしくは拒否し、または故意もしくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (4) 契約を締結した法人が、令第6条第1号および第2号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により第20条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (6) 第14条第2項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

（報告の徴収等）

第41条 協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、調査を行うことができる。

2 協会は、機構および一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（手数料）

第42条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

2 手数料の額、納付期限、その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

（細 則）

第43条 協会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

（業務規程の設定及び変更）

第44条 この業務規程は、理事会の議決を経た上、富山県知事の承認を得なければ設定及び変更することができない。

#### 附 則

- 1 この業務規程は、富山県知事の承認を受けた日（平成13年4月2日）から施行する。
- 2 契約生産者は、第8条第3項の規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れられた財産があるときは、第27条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。その場合において、第25条および第27条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。
- 3 契約肉用子牛について、その第22条第1項に規定する販売又は保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であつて、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときには、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。
- 4 契約生産者は、第8条第3項のただし書の規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第30条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす。
- 5 災害等の発生に伴う肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長。以下「運用通知」という。）の改正により、特例として運用通知第2の3の（1）のア、ウ及びオに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとされた場合には、第15条第4号、第19条および第21条の規定にかかわらず運用通知を準用することができる。

#### 附 則

この業務規程の変更は、富山県知事の認可（令和2年3月31日付け 農第508号）のあつた日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この業務規程の変更は、富山県知事の認可（令和5年6月29日付け 農第163号）のあつた日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

#### 附 則

この業務規程の変更は、富山県知事の認可（令和7年3月6日付け 農第355号）のあつた日から施行し、令和7年4月1日から適用する。